

【質問】半年前、車（普通車）を運転して帰宅途中、信号待ちをしていたところ居眠り運転の軽トラックに追突され、約一カ月入院し、その後、外来通院し治療中ですが、受傷前にはなかった首から両肩にかけて肩凝りのような症状が頑固に残っています。保険会社は長期になるからと治療の中止を求めてきました。不満なのですが、私の場合、後遺障害扱いとはならないのでしょうか。

（会社員）

# 保険会社が治療中止要求

医療制度



【回答】大変難しいケースかと思われます。現在、自賠責保険における後遺障害は目から始まり、顔全般、神経系統、胸腹部臓器、体幹、上肢から手指、下肢から足指にかけ、全身のそれぞれの器質的障害（欠損、機能、変形、醜状、短縮）と、それぞれの機能的障害（視力、調節、運動、聴力、言語）に分けられています。そして自賠責保険にお

## 交通事故の後遺障害

る後遺障害等級の認定基準は労災補償の「障害等級認定基準」に準拠しており、後遺障害として扱いを受ける条件は次の定義に該当する場合です。

理学療法などの治療により一時的な症状回復が認められるにすぎない場合も含まれません。に残存する、当該障害と相当因果関係を有する障害であること②将来に

おいても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な毀損（きそん）状態であること③その存在が医学的に認められること。自賠責保険における後遺障害は自動車事故による受傷に伴つ

関係する主なものは①自動車事故による傷害が治ったとき（症状が安定し）、一般的な治療を行ってもその治療効果が期待できなくなったときをいい、これを「症状固定」といいます。投薬、

状態をいいます。投薬、

認定には医学的証明が不可欠

器質的な損傷に基づく精神的または身体的な障害を対象としています。従って、医学的に後遺障害の存在を証明・説明することができない場合は対象とはなりません。

以上のことから結論を申し上げますと、後遺障害の対象には残念ながらなり難いと思います。要するにあなたの現在の症状は自分の訴えだけであり、その原因が頸部（けいぶ）の器質的障害に由来するものとは証明されないからです。ご不満とは思いますが、これが現実なのです。しかし、どうしても納得できないければ、主治医の先生と相談されていまい一度諸検査をされることをお勧めします。あなたが納得できなければ解決しません。

（眞医師会）